

外国送金

仕向送金（外国送金）

・取扱通貨

日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、カナダドル、中国元、オーストラリアドル、香港ドル、シンガポールドル、ニュージーランドドル、タイバーツ

・適用相場

送金日当日の **TTS**（電信売相場）を適用します。当日の **TTS** は、米ドルは午前 10 時 30 分頃に更新いたします。その他の通貨は午前 11 時頃に更新致しますのでご確認ください。

※10 万米ドル相当額以上のお取引の場合は、お申込受付後、当行よりお客さまへご連絡いたします。適用相場はその時点での実勢相場を基準とした相場となります。

・手数料（海外向仕向送金の場合）

(1) 送金手数料 7,000 円

(2) 支払銀行手数料 2,000 円

※通常、受取人側で支払う手数料を依頼人負担にされた場合に必要となる手数料です。

(3) 円為替手数料 2,500 円（送金金額×1/20% 最低 2,500 円）

※円建で送金を行う際に当行がいただく手数料です。

●送金における必要資料

・送金受取人に関する情報

支払銀行、支店、住所、国名（**PAYING BANK, BRANCH, ADDRESS, COUNTRY**

スワフトコード（**SWIFT CODE**）：国際通信手段において銀行を特定するコード（8 桁又は 11 桁のアルファベットと数字で構成されています）

※**IBAN** 採用国については受取人の **IBAN** コード

受取人名、住所、国名（**BENEFICIARY NAME, ADDRESS, COUNTRY**）

受取人口座番号（**BENEFICIARY ACCOUNT NO**）

送金目的（**PURPOSE**）、商品名（**MERCHADISE**）、原産地（**ORIGIN**）、船積地（**SHIPPED FROM**）

・送金依頼人に関する資料

法人名義での送金

法人指定番号通知及び登記事項証明書、印鑑証明書（6 ヶ月以内発行のもの）

来店お客様の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を確認させていただく場合もご

ざいますのでご持参ください。

個人名義での送金

個人番号カード又は個人番号確認書類（通知カード等）及び運転免許証、パスポート等
※法人番号・個人番号の届出等について詳しくは窓口にお問い合わせください。既にお届けいただいている場合は原則不要となります。

・通帳と届出印

各国経済制裁関連法令に基づく取扱について

外為法や各国経済制裁関連法令及び規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネーロンダリング及びテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、お客様の外国送金につきまして、お取引の流れや海外の依頼人又は受取人とのご関係等、資料のご提示やご説明をお願いし、内容の記録をさせていただく場合もございます。